



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 条例

- \*38 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課) ..... 2
- \*39 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (〃) ..... 11

### 公布された条例のあらまし

#### ◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、県民税、不動産取得税、自動車税及び自動車取得税の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

##### (1) 県民税

東日本大震災の被害者に対する個人の県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の特例措置を講じました。(附則第6項の3及び第28項の2関係)

##### (2) 不動産取得税

新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日に係る特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長しました。(附則第10項の2の2関係)

新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数を緩和する特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長しました。(附則第10項の2の3関係)

住宅及び土地の取得に係る税率並びに宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長しました。(附則第10項の3及び第10項の8関係)

##### (3) 自動車税

環境負荷の小さい自動車の自動車税の税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置について、対象の見直し等を行いました。(附則第14項の11～附則第14項の13の2関係)

##### (4) 自動車取得税

一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっている路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合における非課税措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長しました。(附則第14項の14関係)

環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、軽減対象を見直し、その適用期限を平成27年3月31日まで延長しました。(附則第15項の2及び第15項の3関係)

環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、軽減対象を見直し、その適用期限を平成27年3月31日まで延長しまし

た。(附則第17項～附則第17項の3関係)

一定のバリアフリー性能を有する路線バス等で初めて新規登録等を受けるものを平成27年3月31日までに取得した場合における課税標準の特例措置を講じました。(附則第17項の4及び第17項の5関係)

一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものを平成27年3月31日までに取得した場合における課税標準の特例措置を講じました。(附則第17項の6関係)

衝突被害軽減ブレーキを搭載した一定のトラック等で初めて新規登録等を受けるものを平成27年3月31日までに取得した場合における課税標準の特例措置を講じました。(附則第17項の7関係)

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

### ◇近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

不動産取得税及び県固定資産税の税率の特例の期限を平成26年3月31日まで延長することとしました。(第2条及び付則第3項関係)

#### 2 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

## 条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 和歌山県条例第38号

#### 和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第6項の3第2号ウ中「及び第10条の3」を「から第10条の3の2まで」に改める。

附則第10項の2の2及び第10項の2の3中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則第10項の3及び第10項の8中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第14項の11中「とする自動車で施行規則で定めるもの」を「とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「及びメタノール」を「、メタノール」に、「定めるもの並びに」を「定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。)並びに」に改め、同項第1号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同項第2号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に改める。

附則第14項の12第2号ア中「この項」の次に「及び次項」を加え、「定めるもの（以下この号及び次項）を「定めるもの（以下この号）に改め、同号イ中「及び次項」を削り、同項第3号中「（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）」を削り、「備えているもので施行規則で定めるものをいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同項第4号中「次項及び附則第14項の13において「基準エネルギー消費効率」という。」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。」であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（附則第14項の13の2において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に改める。

附則第14項の12の2中「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に、「平成21年度分」を「平成25年度分」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超えるものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第14項の12の2第3号中「に100分の125」を「であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び附則第14項の13の2において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 充電機能付電力併用自動車

附則第14項の13中「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「平成27年度基準エネルギー消費効率」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同項の次に次の1項を加える。

14の13の2 附則第14項の12の2（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第14項の12の2第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び附則第14項の13の2において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「附則第14項の12第4号

に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第14項の14中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則第15項の2中「附則第17項の4第1号、第2号若しくは第3号イに掲げる軽油自動車又は附則第17項の5に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等」を「次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次項及び附則第17項から第17項の7までにおいて同じ。）」に、「法附則第12条の2の2第2項」を「附則第17項の4から第17項の7まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項及び附則第17項において同じ。）
  - ア 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項、次項、附則第17項及び附則第17項の7において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (2) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び附則第17項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号、次項及び附則第17項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (3) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この項から附則第17項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（附則第16項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から附則第17項までにおいて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (5) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (6) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (7) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項及び附則第17項において同じ。）
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
    - (7) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号、次項及び附則第17項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
    - (4) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
    - (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
  - (7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
  - (7) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号、次項及び附則第17項において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
  - (4) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
  - (7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15項の3中「法附則第12条の2の2第2項又は前項」を「前項又は附則第17項の4から第17項の7まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ウ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(エ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ウ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(エ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ウ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(エ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ウ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(エ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (8) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (8) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第16項を次のように改める。

16 附則第15項の2(第1号アに係る部分に限る。)及び前項(第1号アに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第15項の2第1号ア(イ)中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項から附則第17項までにおいて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは、「平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の138」と、前項第1号ア(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第17項を次のように改める。

(自動車取得税の課税標準の特例)

17 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

- (1) 電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)
- (2) 天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行

規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項から附則第17項の3までにおいて同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。)

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ウ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(エ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値  
(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものにあつては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値)以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ウ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(エ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(5) 乗用車のうち、平成21年軽油軽中量車基準に適合する軽油自動車

(6) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当する軽油自動車で施行規則で定めるもの(電力併用自動車に限る。)

ア 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第17項の2から第17項の4までを削る。

附則第17項の5の前の見出しを削り、同項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「(附則第16項から第17項の3までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改め、同項を附則第17項の2とする。

(1) 附則第15項の2第1号(附則第16項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン

## 自動車

(2) 附則第15項の2第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第17項の6中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「(附則第16項から第17項の3まで又は前項の規定のある場合の自動車の取得を除く。)」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改め、同項を附則第17項の3とする。

(1) 附則第15項の3第1号(附則第16項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

(2) 附則第15項の3第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第17項の7中「前2項の規定は」を「附則第17項から前項までの規定は」に、「前2項の規定の」を「これらの規定の」に改め、同項を附則第17項の8とし、附則第17項の3の次に次の4項を加える。

17の4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項に規定する基本方針(次項及び附則第17項の6において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項及び附則第17項の6において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合すること。

17の5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第17項の5に規定する路線バス等にあっては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合すること。

17の6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100

万円を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

17の7 次に掲げるトラック（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第2号に掲げるトラックにあっては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35.0万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの
- (2) 車両総重量が13トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車に限る。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

附則第28項の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同項の次に次の1項を加える。

28の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び第6項の6の規定の適用については、附則第6項の3第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成25年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第41条第1項」と、附則第6項の6第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで

又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。

##### (県民税に関する経過措置)

- この条例の規定による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成23年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

##### (自動車取得税に関する経過措置)

- 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

##### (自動車税に関する経過措置)

- 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

---

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 和歌山県条例第39号

##### 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例（昭和41年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条及び付則第3項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。